

浜田林業部トピックス(4月号)

TOPICS 1

鳥獣保護管理員に委嘱状を交付

4月8日(水)、今年度の「鳥獣保護管理員」、6名の方々に委嘱状を交付しました。

鳥獣保護管理員は、鳥獣の生態や狩猟のルールについて必要な知識・技量を持っており、パトロール活動を積極的に行っていただける方を西部農林振興センター所長が委嘱するものです。

今後、1年を通じて狩猟取締、鳥獣保護区等の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等の活動を行っていただきます。

委嘱状交付の後、事務打合せを実施し、改めて鳥獣保護管理員の服務規程や、鳥獣保護管理法について確認しました。また、浜田管内の捕獲頭数の推移、狩猟免許取得数、狩猟のマナー等の情報共有や、鳥獣保護区についての疑問・課題について意見交換が行われました。昨年度に引き続き、いずれも経験豊かな狩猟のプロの方々であり安心してお任せできます。

なお、委嘱式・事務打合せともに、十分に距離を空ける、換気を行う等の新型コロナウイルス感染防止対策を取った上で実施いたしました。



委嘱式の様子



打ち合わせ会議の様子

TOPICS 2

森林保全巡視指導員に委嘱状を交付

4月8日(水)、今年度の「森林保全巡視指導員」10名に委嘱状を交付しました。

近年、森林の有する多面的機能に対する国民の要請が高まりつつありますが、一方で違法伐採、不法投棄等が問題となっています。

そこで島根県では、「森林パトロール」という事業の中で、地域の関係者である「森林保全巡視指導員」と一体となり、巡視活動を行うなど、森林の保全管理に取り組んでいます。

「森林保全巡視指導員」は、パトロールを行う森林に精通し、さらにパトロール業務を行うにあたり必要な知識・技量を有し、かつ森林保全管理に対し熱意を持っていらっしゃる方に対して、西部農林振興センター所長が委嘱するものです。

今後、1年を通じて、森林法に基づく保安林の管理に関する指導や自然災害の早期発見、山火事防止の指導など、森林保全管理に関して多岐にわたる活動を行っていただきます。

なお、委嘱式・事務打合せともに、十分に距離を空ける、換気を行う等の新型コロナウイルス感染防止対策を取った上で実施いたしました。

